

こ けんりじょうやく さんか ねん 子どもの権利条約に参加して30年

わたし ふくおかけんべんごしかい ふくおかけんべんごしかい ふくおかけんべんごしかい べんごし かにゅう
私たちは、福岡県弁護士会です。福岡県弁護士会には、福岡県で活動しているすべての弁護士が加入しています。こ
れからお伝えするのは、わたし わたし
私たちからみなさんへのメッセージです。

1989年(平成元年)、世界の国ぐにが協力して子どもの権利を守っていこうと約束し、「子どもの権利条約」がで
きました。日本は、1994年(平成6年)に子どもの権利条約を守る国に仲間入りしたので、今年で30年になります。

子どもの権利条約は、子どもは生まれたときから一人の人間として大切にされることを定めています。みなさんは大人
とおなじくたくさんの権利を持っていて、一人一人が人生の主人公です。このことを「権利の主体」といいます。

おとなは、子どもを未熟で「保護されるもの」と考えて子どもが権利の主体であることを忘れがちです。他方で、みなさ
んが持っている子どもの権利を十分に使うためには、おとなから住むところや食べ物、洋服などを用意してもらったり、いろ
んな助けが必要ですし、成長して大人になるためには周りの大人の適切な知識や働きかけが必要です。

だから、子どもが生まれながらに権利の主体であることを確認し、さらに大人の助けや適切な知識・働きかけを受けら
れるように、子どもの権利条約が作られました。

みなさんは、自分に影響し関係することすべてについて、自分の気持ちや考えを自由に表して、その気持ちや考えを
大切に受け止めてもらう権利があります。これを意見表明権といいます。また、大人は、子どものことを決めたり実行した
りするときは、「子どもにとって最もよいこと(最善の利益)」を一番に考えなければなりません。「最善の利益」は、大人
ではなく、みなさん自身が考える「最善の利益」です。このような子どもの権利条約の内容が守られるように、日本も新
しい法律「子ども基本法」を作りました。大人はみなさんが持っている意見表明権を大切に、みなさんの「最善の利益」
を一番に考えます。ぜひ遠慮せずいろいろなことを話してください。もし、みなさんの中で、大人に心配をかけたくないとか
どうせ聞いてくれないかと思って、自分の本当の気持ちや考えを大人に伝えることをあきらめてしまっている人がいたら、
わたし そうだん
私たちに相談してくださいね。

日本が子どもの権利条約の仲間に入って30年が過ぎた今でも、家で大人から大切にされなかったり、たたかれたり
する子どもがいます。いじめやいろいろな理由で学校に行くことができない子どもがいます。

わたし ふくおかけんべんごしかい ふくおかけんべんごしかい しあわ い
私たち福岡県弁護士会は、みなさんがもっと幸せに生きることができるよう、みなさんの声をもっと大切にされるよう
に、くに じちたい ちいき たい こ けんりじょうやく まも しやかい じつげん もと
に、国や自治体、地域に対して、子どもの権利条約がちゃんと守られる社会を実現することを求めています。

2024年(令和6年)9月2日

ふくおかけんべんごしかい かいちよう とく なが とよむ
福岡県弁護士会会長 徳 永 響